

志免町地域強靱化計画（概要版）

令和5年3月策定

○ 計画策定の背景

- 平成25年12月 「強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行。
- 平成26年6月 「国土強靱化基本計画」が閣議決定。
- 平成28年3月 「福岡県強靱化地域計画」が策定（令和元年6月改定）
- 平成30年12月 「国土強靱化基本計画」の改訂及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定。
- 令和4年3月 国土強靱化基本計画の見直しや近年発生した「令和元年東日本台風」、「令和2年7月豪雨」などの災害に係る検討・検証結果を踏まえ、「福岡県強靱化地域計画」を見直し。



令和4年度 県の地域計画見直しや、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り持続的な成長を図るため、志免町地域強靱化計画を策定します。

○ 基本的な考え方

【計画の位置付け】

国土強靱化基本法に基づく国の「基本計画」及び福岡県の「地域計画」との調和を図りつつ、町政の基本方針である「志免町総合計画」とも整合を図りながら、各分野の計画における国土強靱化に関する施策の指針となる計画です。

【基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【基本方針】

- ① 強靱化の取組姿勢の強化
- ② 取組の効果的な組み合わせ
- ③ 地域の特性に応じた施策の推進

【想定する災害】

過去にも被害を受けた地震、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）などの広範囲に被害が生じる自然災害を想定します。



平成15年7月大雨



平成21年7月中国・九州北部豪雨

【計画の期間】

令和5年度を始期とし、国の基本計画や、福岡県地域強靱化計画及び志免町総合計画の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策進展状況等を踏まえ、必要に応じて変更を検討するものとする。

○ 志免町の脆弱性評価

- 想定する災害を踏まえ、8項目の「事前に備えるべき目標」と23項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。
- 「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、関連する施策を洗い出し、本町の実情を踏まえて脆弱性の分析・評価を行い、対応方を17の施策分野ごとに整理します。

1) 事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 経済活動を機能不全に陥らせない
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2) 起きてはならない最悪の事態

| 事前に備えるべき目標【8項目】 | | 起きてはならない最悪の事態【23項目】 | |
|-----------------|--|---------------------|---|
| 1 | 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 高潮による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 |
| | | 2-2 | 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞 |
| | | 2-3 | 被災地における疫病・感染症の大規模発生 |
| | | 2-4 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発 |
| | | 3-2 | 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 | 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能 |
| 5 | ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 5-1 | エネルギーの長期にわたる供給停止 |
| | | 5-2 | 上水道等の長期にわたる供給停止 |
| | | 5-3 | 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止 |
| | | 5-4 | 交通インフラの長期にわたる機能停止 |
| 6 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 6-1 | サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全 |
| | | 6-2 | 食料等の安定供給の停滞 |
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-2 | 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大 |
| 8 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 | 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 8-2 | 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
| | | 8-3 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失 |

3) 施策分野

| 施策分野（志免町総合計画と同様）【17項目】 | |
|------------------------|----------------------|
| 1 | 人権の尊重と男女共同参画社会の構築 |
| 2 | スポーツ・文化活動の振興 |
| 3 | 住民活動・地域交流の推進 |
| 4 | まちの魅力の向上と歴史文化・産業の振興 |
| 5 | 子育て支援の充実 |
| 6 | 学校教育の充実 |
| 7 | 子どもの健全育成 |
| 8 | 健康づくりの推進 |
| 9 | 高齢者福祉の充実 |
| 10 | 障がい者福祉の充実 |
| 11 | 社会保障の健全な運営 |
| 12 | 防犯・交通安全対策の推進 |
| 13 | 防災・減災対策の推進 |
| 14 | 快適な生活環境の維持と循環型社会の構築 |
| 15 | 快適な都市基盤の整備 |
| 16 | 健全な行財政運営 |
| 17 | 行政サービスの充実と住民参画・協働の推進 |

○ 強靱化の推進方針

1 人権の尊重と男女共同参画社会の構築

○避難所における人権意識の向上（2-4）

2 スポーツ・文化活動の振興

○シーメイト・生涯学習館の大規模改修、維持管理（1-1,3-2）
 ○町民図書館の維持管理（1-1,3-2）
 ○社会体育施設の長寿命化、維持管理（1-1,3-2）
 ○町民センターの耐震化、長寿命化、維持管理（1-1,3-2）

3 住民活動・地域交流の推進

○公民館の長寿命化、維持管理（1-1,3-2）
 ○地域コミュニティの活性化（8-3）

4 まちの魅力の向上と歴史文化・産業の振興

○水門や井堰の適切な維持管理（1-2,1-3）
 ○商工業者への事業継続支援（6-1,6-2）
 ○ため池の防災・減災対策（7-1）
 ○貴重な文化財、伝統文化の喪失への対策（8-3）

5 子育て支援の充実

○町立保育園の建替、適切な維持管理（1-1,2-1,3-2）✓
 ○学童保育所の新設、適切な維持管理（1-1,3-2）✓

6 学校教育の充実

○学校施設の適切な維持管理（1-1,3-2）✓
 ○防災教育の推進（1-5）

7 子どもの健全育成

○坂瀬共同利用施設の適切な維持管理（1-1,3-2）

8 健康づくりの推進

○ふれあいセンターの長寿命化、維持管理（1-1,2-4,3-2）
 ○感染症の予防・まん延防止（2-3）
 ○健康管理体制の構築（2-4）
 ○うつ・自殺予防（2-4）

9 高齢者福祉の充実 ・ 10 障がい者福祉の充実

○福祉避難所の適切な運営（2-4）

11 社会保障の健全な運営

○避難行動要支援者の避難支援(3・13と重複) (1-5)✓

12 防犯・交通安全対策の推進

○住環境等の整備（空き家対策）（1-1）
 ○治安維持のための防犯灯の維持管理（3-1）

13 防災・減災対策の推進

○住宅、特定建築物の耐震改修促進（1-1）
 ○ハザードマップの作成・周知（1-2,1-3,1-4）
 ○防災情報システムを活用した災害対策（1-2,1-3,7-1）
 ○適切な避難情報等の発令（1-1～1-4）
 ○排水能力の向上・治水対策の推進（1-3）
 ○情報伝達手段の整備（1-5,4-1,7-1）
 ○福祉避難所の避難体制の整備（2-4）
 ○公助による備蓄・調達（2-1,2-4）✓
 ○消防団員の充実強化施設・資機材等の整備（2-2）✓
 ○災害対策本部の適切な運営（3-2）
 ○業務継続・受援体制の確保（16と重複）（3-2）
 ○民間企業との連携強化（2-4,3-2,5-1）✓
 ○り災証明の迅速な発行（8-2） など

14 快適な生活環境の維持と循環型社会の構築

○再生可能エネルギーの導入促進（2-1）
 ○し尿・浄化槽汚泥の適正な処理（2-4）
 ○大気汚染物質、水質汚濁等の対策（7-2）
 ○災害廃棄物の適正な処理（8-1）

15 快適な都市基盤の整備

○住環境等の整備（良好な宅地の造成）（1-1）✓
 ○上下水道施設の耐震化・維持管理（2-1,5-2,5-3）
 ○生活道路の整備・橋梁の長寿命化等（5-4） など

16 健全な行財政運営

○庁舎の長寿命化、維持管理（1-1,3-2）
 ○職員の知識・スキルの向上（3-2,7-1）
 ○公共施設の適切な維持管理（1-1,3-2）
 ○非常用発電機の維持管理（17と重複）（5-1）

17 行政サービスの充実と住民参画・協働の推進

○情報通信システム等の安定的な運用(3-2,4-1) ✓
 ○自主防災組織の充実強化（2-2,2-4）✓
 （3・13と重複）

※ ✓マークは、重点化施策を指します。

※ 重複する推進方針は、1つの施策分野に掲載し、重複表記していません。

○ 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、それぞれの個別施策が関連付けられる計画等を踏まえて、進捗状況を集約し、P D C Aサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて見直しを行います。

